

平成27年（ワ）第8495号 損害賠償請求事件

原告 出口俊一

被告 左巻健男

第1準備書面

平成27年6月30日

東京地方裁判所民事第7部ほB係 御中

被告訴訟代理人弁護士 清水 陽 平

同復代理人弁護士 古屋 可 菜 子

第1 原告準備書面2に対する認否

1 第1項（侮辱）について

第1項のうち、（3）第1段落は否認ないし争い、その余は認否の対象ではない。

後に詳述するとおり、リンクの情報は、参照情報がインターネット上にあることを示す、単なるリンク先に接続するための文字データに過ぎず、これをもって原告の権利を侵害することは、基本的にない。また、原告は、被告が意図的にリンクを設定したことをもってリンク先の記事内容を自らの投稿に取り込んだと主張している。しかし、そもそも、投稿内でのリンク設定行為は全て意図的に行われるものであり、意図的に行ったとの一事をもって、リンク先の記事を取り込んだと認定することはできない。

2 第2項（名誉毀損）について

（1）第2項（1）について

ア 第2項(1)について

第1段落は認否の対象ではなく、第2段落は裁判例の存在は認め、第3段落以下については否認ないし争う。

被告は、原告の行動について、「ヤクザそのものである」「ジャーナリストですらない」との意見論評を行っているものであり、事実を摘示するものではない。

なお、原告は「事実の摘示」と「印象」を混同して主張しており、結局どのような事実が摘示されているのか、必ずしも明らかではない。そのため、この点について改めて整理して主張すべきである。

イ 第2項(2)について

否認ないし争う。原告は、被告が意図的にリンクを設定したことをもってリンク先の記事内容を自らの投稿に取り込んだと主張している。しかし、そもそもURLの表示はそれ自体単なる英数字の羅列に過ぎず、何らの権利侵害をもたらす情報ではない。そのため、これを見ても権利侵害があるということを認識することができないのであるから、なにゆえ「取り込んだ」と評価できるのか不明である。また、「取り込む」というのがどのような意味であるのかも明らかでない。

第2 被告の主張

1 訴状添付別紙1の1ないし1の3記載の投稿について

(1) 原告の主張

原告は、訴状添付別紙1の1ないし1の3の投稿のうち、「出口俊一氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思う。普通の頭なら載せないだろう。」「あまりにも酷い出口俊一氏のEM擁護。嘲笑するしかない超低レベル。」との記載(以下これらを「本件投稿1」という。)について、社会通念上受忍限度を超える侮辱であり、名誉感情を違法

に侵害すると主張している。

(2) 名誉感情侵害における判断理論

そもそも、社会生活を送る以上、人との摩擦は免れ難く、何気なく言った言葉が人の感情を害してしまうことは多くあることである。ゆえに、名誉感情侵害の大多数は法的な責任の問題として取り上げるのではなく、個人の良識と寛容の精神によって解決していくべき問題である（東京地判平成8年12月24日）。

そのため、誰であっても名誉感情を侵害されることになるような、看過しがたい、明確、かつ程度の甚だしい侵害行為がされた場合に限り、名誉感情侵害は不法行為を構成する。

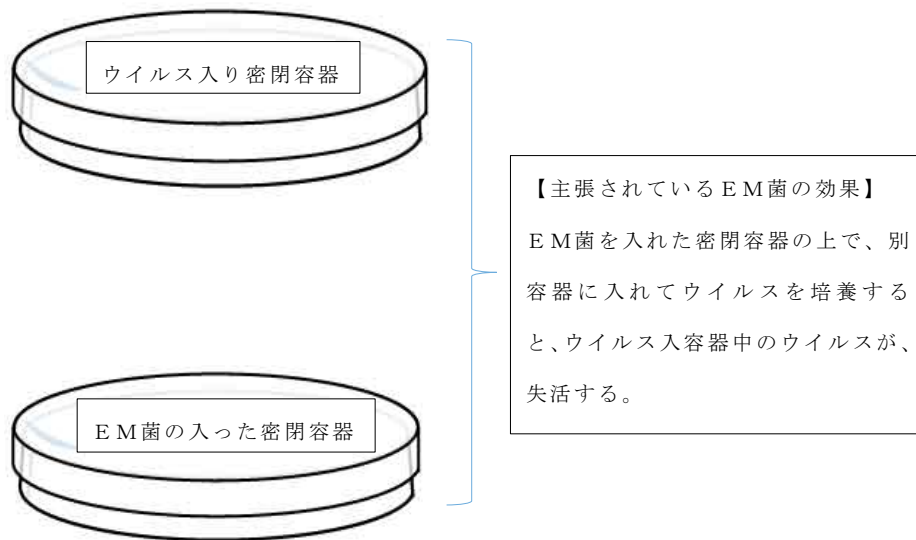
(3) 本件投稿1は原告に対する権利利益侵害を構成しないこと

本件投稿1は、EM菌（有機微生物群）の効果という、科学的議論のある事項についてなされた批判である。科学的実証の尽くされていない事項に関しては、その効果を肯定する者、否定する者の両者がおり、双方向からの議論が加えられることが当然想定されている。特に、EM菌の効果としては、「EM1号の入った容器の上でウイルスを培養すると、EM1号が添加されたのと同様にウイルスが失活する。」

（以下「本件効果」という。状況について下記図面参照。）といったような効果も主張されている。そもそも、EM菌自体にウイルスを失活させる効果があるか否かが定かではない。しかし、それにとどまらず、密閉容器に入れられたEM菌が別個の密閉容器に入れられたウイルスに影響を与えるということは、EM菌が、2つの密閉容器を通り抜けたとか、容器を通過できる何らかのものを出したということでもない限り、想定し得ない。そして、EM菌と言われているものが、乳酸菌、酵母、光合成細菌を中心とする微生物であることに鑑みれば、密閉容器を通り抜けることなど起こりうるはずがない。

このように、EM菌に関しては、従来の科学上は即座に信じ難い効果が主張されているのである。

(図面)



そのため、被告に限らず、一定程度強度の批判が行われることも、やむを得ない。そして、本件投稿1は、被告が、一科学者として、EM菌について本件効果は存在しないとの立場から行った、本件効果を肯定する者の考えに対しての批判的意見にすぎない。そのため、この程度の批判的意見は受忍すべきであり、看過しがたい、明確、かつ程度の甚だしい侵害行為とまではいえない。

したがって、本件投稿1は、原告の権利利益を侵害するものとは言えない。

furuya 2015/6/16 16:21

削除:

(4) よって、訴状添付別紙1の1ないし1の3記載の投稿は、原告に対する不法行為を構成しない。

2 訴状添付別紙2の1ないし2の3投稿について

(1) 原告の主張

原告は、訴状添付別紙2の1ないし2の3の投稿のうち、「要するに、やってることはヤクザそのものである。記事に対して記事による反論ではなく、著者と面会して個別突破しようとするスタンスは、そもそもジャーナリストですらない。」との記載（以下「本件投稿2」という。）について、事実摘示により原告の名誉権を侵害するものと主張する。

(2) 意見論評による名誉権侵害を問題とすべきこと

しかし、これらの記載は、事実を前提とした意見論評であり、事実摘示による名誉権侵害の問題ではない。

被告は、原告について、ヤクザ、すなわち反社会的勢力に属する者であるとか、ジャーナリストとしての仕事をしていないといった事実を摘示しているのではない。被告は、原告の、取材態度等の言動について、「ヤクザそのものである」「ジャーナリストですらない」との意見論評を行っているのである。

そもそも、原告の主張する摘示事実には「ジャーナリストとして不適切」とか「無頼者、不良の徒である」といったような評価的表現が多分に含まれており、このことから、本件投稿2が事実摘示型の名誉権侵害として成立しえないことは明らかである。

したがって、本件投稿2では、事実摘示型ではなく、意見論評型の名誉権侵害が問題となる。

(3) 社会的評価の低下がないこと

本件投稿2により原告の社会的評価が低下していることについては

一応主張されているが、上述のように必ずしも明らかではない。そのため、原告は、社会的評価の低下について、事実摘示型であるのか意見論評型であるのかということも含めて、整理して主張するべきである。

なお、本件投稿2は、原告により行われた取材とされる行為に関し記載されたものであることは、その投稿内容から明らかである。取材姿勢はジャーナリストによって多様であり、どのような取材姿勢が正しいということは必ずしもないであろうが、しかし、ある取材姿勢について批判をすることも当然許される。本件投稿2を一般の閲覧者の普通の注意と読み方をすれば、原告の取材姿勢に反対の立場であるということが分かるという程度のものに過ぎず、「やくざそのもの」とする点も、本当に反社会的勢力に与しているといった趣旨や、面会に当たって脅迫・威迫等の社会的相当性を欠く手段を用いているといったことまで読み取ることができない。つまり、「筆者と面談して個別撃破しようとする」ということについて、被告としては、取材姿勢に反対であるという意見を表明しているに過ぎないと読むのが通常である。

このような意見を持つことは自由であり、その表現方法も一般の閲覧者の普通の注意と読み方からして不相当と言えるものではないから、原告の社会的評価が低下するとは到底言えない。

(4) 違法性阻却事由があること

ア 意見論評による名誉毀損行為は、その前提とする事実が重要な部分において真実であるか、又は真実と信じるにつき相当な理由がある場合であって（真実性ないし真実相当性）、公共の利害に関する事実について（公共性）、専ら公益を図る目的のもと行われていたときには（公益目的）、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評として

の域を逸脱したものでない限り違法性が阻却される。

イ 真実性

(ア) 本件投稿 2 に至る経緯

本件投稿 2 に至るまでには、以下のような経緯があった。

EM菌の効力に対する批判は、被告以外の科学者においても行われており、各種記事等でも掲載されていた（乙 1 - 1 ないし 1 - 4）。そして、原告は、このような記事を書いた著者に対し、取材を申込み、体調不良を理由に取材を断った場合でも、自宅へと訪問し、意見を求める等していた（その一例について、乙 2）。さらに、大学等の組織に所属する者（学者）が EM菌の効果に対する批判を行った際には、所属大学に対し、当該学者の不当性について意見する等していた（以下、これらの事実をまとめて「本件事実」という。）。

大学は、所属する各学者の研究内容全てを把握し、その当否を判断する立場ではなく、研究は各学者の自主性に委ねられている。そのため、学者の研究等に批判がある場合、まずは当該学者へ直接批判を行うべきである。それにもかかわらず、所属大学に対しなされた抗議は、単に研究内容等について意見する意図のものは考え難く、当該学者は、大学へ圧力をかけられたとすら感じていた。

被告は、当該著者らより、本件事実について、従前から聞いていた。

(イ) そのため、被告は、本件事実を前提として、原告のジャーナリストとしての取材行為や取材姿勢について意見する、本件投稿 2 を記載した。実際に、このような投稿の経緯は、甲 5 のうち、原告が問題と取り上げる記載部分のすぐ下にも「彼が EM批判者の

自宅に押しかけたり、所属大学に圧力をかけたりしたのを知り、
そこまでやるのは何かあるよね…」と記載されている。

(ウ) また、そもそも、原告は、EM菌の批判者による記事が誤りであると考え、当該批判者と直接面会をした事実を真実と認めている。そして、被告は、かかる事実を前提として、“批判者に直接面会をして問いただすという行為は、ジャーナリストとは評価できず、むしろヤクザのようなものである”と意見、評価しているにすぎない。

(エ) よって、本件投稿2は、真実を前提とした意見論評である。

ウ 公共性

EM菌とは、乳酸菌、酵母、光合成細菌を中心とした有用な微生物の総称といわれる。そのため、土壌改良や生ゴミの堆肥化等において、一定の効果があることは概ね認められている。

もっとも、最近では、EM菌の効果を主張する者らの間において、本件効果や、結界（聖なるものを守るためのバリア）を作る性質がある、放射能を消滅させるといった効果が主張されるようになってきた。そして、このような非科学的な主張がされているEM菌について、一部の教育機関や自治体が目を向けるようになってきた。そのため、かかる事態に警鐘を鳴らし、科学者としての立場からEM菌の効果について批判を加えることは、公益上必要な行為である。

しかし、原告は、このような考えのもとEM菌に対する批判を行った者たちに対し、自宅への押しかけ、所属大学を通じた批判等の行為を行った。そのため、このような事実について一般に公開することは、EM菌の効果について警鐘を鳴らすという側面においても、公共性がある。

エ 公益目的

被告は、従来からEM菌の効果及びEM菌を取り巻く環境について警鐘を鳴らしている科学者の1人である(乙3)。そして、本件投稿2についても、EM菌の効果について疑義を呈すると共に、EM菌批判者に対し個別攻撃とも捉えうる行為を行う原告を批判し、同じくEM菌を批判する者たちに注意を呼びかけるという目的のもと、記載したものである。

したがって、本件投稿2の投稿には、公益目的がある。

オ また、人身攻撃とは、問題となっている事柄や主張そのものではなく、当該主張をした人物の個性や人格を攻撃するものである。そして、本件投稿2は、原告による取材行動について批判的意見を述べるものにとどまり、原告の人格そのものを批判するものではない。さらに、原告に対する殊更の害意等により記載されたものではなく、原告の取材とされる行為について、被告が感じた意見を素直に記載したものである。

そのため、本件投稿2は、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでもない。

(5) よって、訴状添付別紙1の1ないし1の3記載の投稿は、原告に対する権利利益侵害を構成するものではない。

3 リンクの設定行為について

(1) 上述のとおり、本件投稿1及び本件投稿2は、いずれも原告の権利利益を侵害するものではない。そのため、本件投稿1及び2の記載されたウェブページにおいても、これらのウェブページへリンクの設定されたウェブページにおいても、権利利益侵害が問題となることはない。

もっとも、原告は、訴状添付別紙1の3及び2の3記載の投稿について、リンク設定による名誉権ないし名誉感情侵害を主張する。ゆえ

に、以下念のため、リンク設定に関する被告の主張を記載する。

- (2) そもそも、リンク情報（URL）は、単なるリンク先に接続するための文字データに過ぎない。原告は名誉権ないし名誉感情侵害を主張するようであるが、そのためには、その侵害の状態が目に見える形で存在することが必要である。しかし、リンク情報は、あくまでリンク先のウェブページに一定のコンテンツが存在することを知らせるものに過ぎず、それ自体何らかの権利利益を侵害するものではない。そのため、リンクが設定された投稿の外形的・客観的な記載内容それ自体が原告の権利を侵害することはなく、リンクの設定行為を、リンク先の記事と同様の内容を自ら投稿した場合と同一視することはできない。

これに対し、原告は、リンク先の記事を閲覧できるよう自ら意図的にリンクを設定することで、リンク先の記事を取り込んでいる、と主張する。しかし、そもそも、リンク設定行為とは全て意図的に行われるものであり、意図的に行ったとの一事をもって、リンク先の記事を取り込んだと認定することはできない。仮に原告の理論によれば、何らかの権利侵害のあるウェブサイトリンクを貼り、リンク先における権利侵害について批判する投稿を行った場合（すなわち、権利侵害の被害者を擁護する投稿を行った場合）でも、権利侵害が成立することになる。しかし、このような結論が不当であることは、言うまでもない。また、「取り込む」という概念自体、どのような意味であるのか明らかでない。

- (3) したがって、訴状添付別紙1の3及び2の3記載の投稿を、本件投稿1及び2の記載がされていた場合と同一に考えることはできない。よって、リンクの設定による権利利益侵害は認められない。

以上